

(平成 27 年 11 月 18 日施行)

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会内部通報制度要綱

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会（以下「本支部」という。内部通報制度要綱（以下「本要綱」という。）は、本支部の正規職員、準職員、嘱託職員、臨時職員、パート職員及び派遣労働者等（以下「職員等」という）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令遵守を旨とする本支部の健全な経営に資することを目的とする。

第 2 章 通報処理体制

(窓口)

第 2 条 職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という）及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という）を本支部事務局総務課に設置する。

(通報の方法)

第 3 条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会等による方法とする。

(通報者及び相談者)

第 4 条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、本支部の職員等とする。

(調査)

第 5 条 通報された事項に関する事実関係の調査は、その内容に応じて支部事務局が行う。
2 支部事務局の責任者は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる組織横断的な調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第 6 条 支部事務局の各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第 7 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防

止措置を講じなければならない。

(法人内処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対してそれぞれの任命権者は、就業規則に従って、処分を科することができる。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第9条 本支部は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 本支部は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を科することができる。

(個人情報保護)

第10条 本支部及び本要綱に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を漏らしてはならない。本支部は正当な理由なく個人情報を漏らした者に対し、就業規則に従って、処分を科することができる。

(通知)

第11条 本会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。本支部は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を科することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第13条 通報処理担当者及び相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本要綱に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 付則

(所管)

第14条 本要綱に係る事務所管は、本支部事務局総務課とする。

(改廃等)

第 15 条 本要綱の改廃は、支部長が決定する。また、本要綱の運用に際しては常務理事を責任者とする。

(施行)

第 16 条 本要綱は、平成 27 年 11 月 18 日より施行する。